

1 「なごや子ども・子育てわくわくプラン2015 ～名古屋市子どもに関する総合計画～」の概要

1 対 象

すべての子ども・若者・子育て家庭とそれを支える社会

2 期 間

平成27年度から平成31年度までの5年間

3 め ざ す 姿

「子どもに関する総合的な計画の策定に向けた基本的な考え方について」（なごや子ども・子育て支援協議会からの答申。以下「答申」という。）を踏まえ、名古屋市で暮らす子ども・若者・子育て家庭とそれを支える社会の20年後のめざす姿を設定します。

① 子ども

安心して健やかにのびのび育ち、自己肯定感を持ち、年齢や発達に応じた社会性、豊かな人間性と創造性を身につけ、他を思いやる心を持ち、自分の行動に責任を持つとともに自分の意見を言える子ども

② 若者

経済的、精神的に自立し、主体的に社会に参画するとともに、他者と共生し社会の担い手となり、人間的に豊かな生活をおくる若者

③ 子育て家庭

保護者が子育てに喜びを感じ、子育てについての役割を果たすことにより、子どもが安心して生活し、健やかに成長できる家庭

④ 社会

社会全体で子ども・若者・子育て家庭を支えることにより、子どもを安心して生み、育てることができるとともに、個人の多様性を認め合い、子ども・若者・子育て家庭にとっての都市としての魅力にあふれる社会

4 基本理念

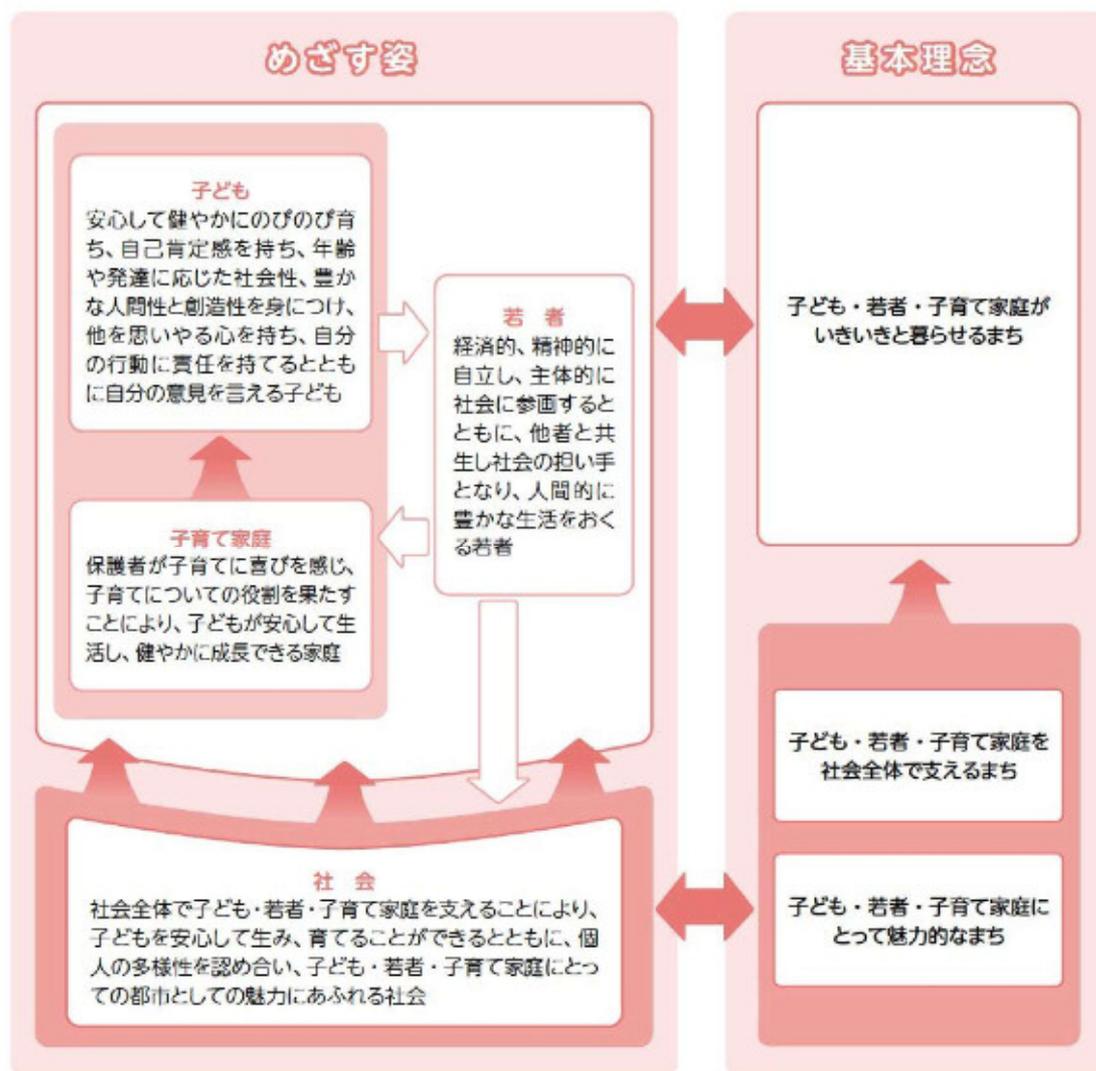
答申及び「名古屋市総合計画2018」の方針を踏まえ、計画の基本理念として、この計画で実現をめざす「3つのまちの姿」を設定し、めざす姿の具現化により基本理念を実現することを目標とします。

- ① 「子ども・若者・子育て家庭にとって魅力的なまち」の実現
- ② 「子ども・若者・子育て家庭を社会全体で支えるまち」の実現
- ③ 「子ども・若者・子育て家庭がいきいきと暮らせるまち」の実現



なごや子どもの権利条例
マスコットキャラクター
なごっち

5 めざす姿と基本理念の関係



6 重点的な取組みの視点

計画期間の5年間では、下表の内容に重点的に取り組みます。

取組みの位置づけ	取組みの内容
① 引き続き重点を置くべき取組み	ア 子ども・子育て支援新制度への円滑な移行と保育・教育ニーズへの的確な対応
	イ 虐待予防も含めた子どもの虐待対策への積極的な取組み
② これまで以上に重点を置くべき取組み	ア 若者の自立や社会参画に向けた支援
	イ 困難を抱える子ども・若者・子育て家庭への支援
	ウ 学校での支援
③ これまでの取組みのうち特に留意の必要な取組み	ア 子どものライフステージ移行期における切れ目のない支援
	イ 妊娠期の支援を含めたより早い段階からの子育て支援
	ウ 幼稚園や保育所を利用せずに子育てをしている家庭の支援
④ 新たな視点での取組み	ア 貧困状態にある子ども・若者・子育て家庭の支援

7 めざす姿を実現する視点

対象別の「めざす姿」を実現するために以下の取組みをします。

区分	めざす姿	めざす姿実現のための取組み
子ども	安心して健やかにのびのび育ち、自己肯定感を持ち、年齢や発達に応じた社会性、豊かな人間性と創造性を身につけ、他を思いやる心を持ち、自分の行動に責任を持てるとともに自分の意見を言える子ども	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの権利を守り生かすことへの支援 ●子どもの育ちの支援 ●困難を抱える子ども・若者への総合的な支援 ●学校における子どもへの支援 ●保護を要する子どもへの支援 ●障害児への支援 ●外国人の子どもへの支援 ●貧困状態にある子どもへの支援
若者	経済的、精神的に自立し、主体的に社会に参画するとともに、他者と共生し社会の担い手となり、人間的に豊かな生活をおくる若者	<ul style="list-style-type: none"> ●若者の自立や社会参画への支援 ●困難を抱える子ども・若者への総合的な支援 ●貧困状態にある若者への支援
子育て家庭	保護者が子育てに喜びを感じ、子育てについての役割を果たすことにより、子どもが安心して生活し、健やかに成長できる家庭	<ul style="list-style-type: none"> ●安心して子どもを生み、親として成長することへの支援 ●子どもの虐待を未然に防ぐための取組み ●経済的負担の軽減 ●相談支援のネットワークの充実 ●子ども・子育て支援新制度への適切な対応 ●働き方の見直しに向けた取組みの推進 ●妊娠に困難を抱える家庭への支援 ●子育てに困難を抱える家庭への支援 ●ひとり親家庭への支援 ●障害児の子育てに対する支援 ●外国人の子育てに対する支援
社会	社会全体で子ども・若者・子育て家庭を支えることにより、子どもを安心して生み、育てることができるとともに、個人の多様性を認め合い、子ども・若者・子育て家庭にとっての都市としての魅力にあふれる社会	<ul style="list-style-type: none"> ●社会全体（市、地域住民等、学校等関係者、事業者等）での子育て支援 ●子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

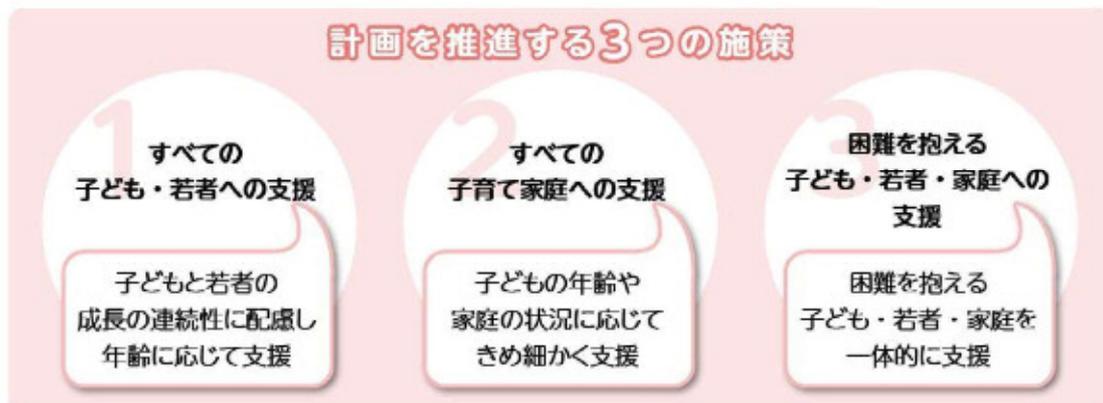
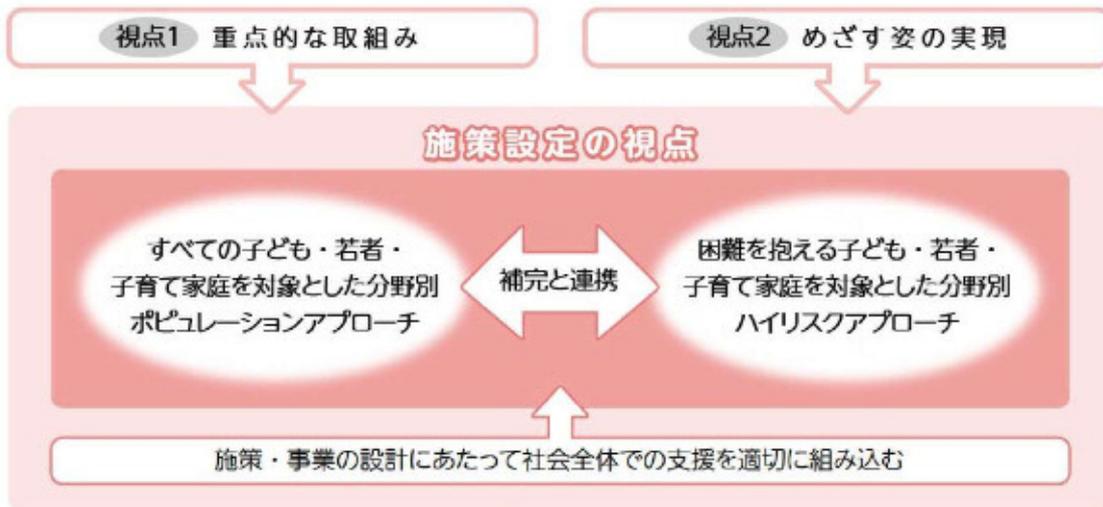
8 施策と施策方針

「6 重点的な取組みの視点」、「7 めざす姿を実現する視点」を踏まえ、すべての対象を支援し、困難な状態に陥ることを未然に防ぐポピュレーションアプローチの視点と、困難を抱える対象に特化して支援するハイリスクアプローチの視点から、3つの施策と施策を推進するための施策方針を設定します。

施策と施策方針

施策	施策方針
①すべての子ども・若者への支援	子どもと若者の成長の連続性に配慮し、年齢に応じて支援する
②すべての子育て家庭への支援	子どもの年齢や家庭の状況に応じてきめ細かく支援する
③困難を抱える子ども・若者・家庭への支援	困難を抱える子ども・若者・家庭を一体的に支援する

施策設定の考え方



9 施策の展開及び主な事業

3つの施策について、下表のとおり具体的な施策を展開していきます。

施策	施策の方針	施策の展開	事業
すべての子ども・若者への支援	子どもと若者の成長の連続性に配慮し、年齢に応じて支援する	子どもの権利を守り生かすことへの支援	「なごや子ども条例の啓発」 はじめ7事業
		子どもの健康の支援	「乳幼児健康診査」 はじめ12事業
		居場所と安全の支援	「留守家庭児童健全育成事業」 はじめ7事業
		学びの支援	「男女平等参画出張講座」 はじめ6事業
		多様な交流と体験の支援	「トワイライトスクール」 はじめ14事業
		次世代を担う若者が困難な状況に陥ることを防ぎ、自立していくための支援	「青少年交流プラザにおける事業推進」 はじめ16事業
すべての子育て家庭への支援	子どもの年齢や家庭の状況に応じてきめ細かく支援する	安心して子どもを生み、親として成長することへの支援	「不妊・不育にかかる支援」 はじめ15事業
		子どもの虐待を未然に防ぐための取組み	「名古屋市児童を虐待から守る条例の推進」 はじめ5事業
		経済的負担の軽減	「児童手当の支給」 はじめ8事業
		社会全体での子育て支援	「地域子育て支援拠点事業」 はじめ12事業
		子育てにやさしいまちづくり	「福祉都市環境整備指針等に基づくバリアフリーの推進」 はじめ14事業
		働き方の見直しに向けた取組みの推進	「子育て支援企業認定・表彰制度」 はじめ6事業
		質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供	「保育所等待機児童対策の取組み推進」 はじめ12事業
困難を抱える子ども・若者・家庭への支援	困難を抱える子ども・若者・家庭を一体的に支援する	困難を抱える子ども・若者への総合的な支援	「児童相談所等における相談支援」 はじめ23事業
		妊娠や子育てに困難を抱える家庭への支援	「なごや妊娠SOS」 はじめ13事業
		ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援	「ひとり親家庭等に対する自立に向けた相談の実施」 はじめ13事業
		学校での支援	「高等特別支援学校の整備」 はじめ10事業
		保護を要する子どもへの支援	「里親等委託の推進・里親等への支援の充実」 はじめ5事業
		障害児とその家庭への支援	「児童発達支援センター等の充実」 はじめ7事業
		外国人の子どもとその家庭への支援	「外国人の子どもに関する相談」 はじめ11事業
		貧困の連鎖を断ち切るための支援	「生活困窮者自立促進支援事業」 はじめ18事業

※この表に掲載している事業数は、複数の「施策の展開」に重複掲載している事業、1つの事業名で複数の進行状況を管理した事業（「公共交通機関等におけるバリアフリーの推進」など）、計画に掲載されていないものの関連事業として進行状況を管理した事業も含んだ数です。

2 計画期間における実施状況の概要

1 「成果指標」の達成状況

計画の対象（子ども・若者・子育て家庭・社会）ごとに設定した「成果指標」の結果は、以下のとおりです。

結果欄には、次の基準による達成状況も記載しています。

達成状況	基準
◎	計画に定めた成果指標を達成したもの
○	計画策定時よりも状況が改善しているが、計画に定めた成果指標を達成できなかったもの
△	計画策定時よりも状況が悪くなっているもの

対象	成果指標	計画掲載		結果
		現状 (計画策定時)	5年後	
子ども	★自分のことを好きと答える子どもの割合	71.6%	75.0%	○ 74.6%
	★いろいろなことに積極的に挑戦できる子どもの割合	67.8%	71.0%	◎ 72.0%
	★まわりの子の意見に流されず、自分の意見を言える子どもの割合	41.3%	45.0%	○ 44.3%
	★今の生活に満足している子どもの割合	82.9%	86.0%	◎ 87.4%
若者	★就職ができないため経済的に独立していない若者の割合	11.1%	8.0%	△ 12.2%
	★5年後の自分に幸せなイメージを持っている若者の割合	56.1%	60.0%	△ 51.6%
	★社会のために役に立ちたいと思う若者の割合	34.4%	38.0%	◎ 42.1%
子育て家庭	★保護者が子育てを通じて幸福感を感じた割合	75.3%	79.0%	○ 76.4%
	★子育て中にストレスを感じた保護者の割合	21.8%	20.0%	△ 23.4%
	★仕事と家庭生活のバランスに不満のある父親の割合	37.9%	35.0%	△ 43.6%
	★仕事と家庭生活のバランスに不満のある母親の割合	26.1%	24.0%	△ 26.1%
	★子どもが父親を信頼している割合	81.4%	85.0%	◎ 85.5%
	★子どもが母親を信頼している割合	91.2%	95.0%	○ 93.5%

対象	成果指標	計画掲載		結果
		現 状 (計画策定時)	5年後	
社 会	★子育てに関わる活動に参加したことの ある市民の割合	43.2%	47.0%	△ 39.2%
	★地域の人が子育てを温かく見守ってく れていると感じる子育て家庭の割合	27.3%	31.0%	◎ 31.5%
	★名古屋市の子育て支援策に満足してい ない子育て家庭の割合	28.5%	25.0%	○ 26.9%

※成果指標の結果

出典：子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査、市政アンケート

設定した合計 16 の成果指標のうち、半数以上が「◎」又は「○」になりましたが、「若者」を対象とした指標では「経済的な独立」や「5年後のイメージ」について、また、「子育て家庭」を対象とした指標では「子育て中のストレス」や「仕事と家庭生活のバランス」についてなど、状況が悪くなっているものがありました。

対象	達成状況別成果指標数			
	◎	○	△	合計
子ども	2	2		4
若 者	1		2	3
子育て家庭	1	2	3	6
社 会	1	1	1	3
合 計	5	5	6	16

「若者」

「社会のために役に立ちたいと思う若者の割合」は、目標を上回りましたが、「就職ができないため経済的に独立していない若者の割合」、「5年後の自分に幸せなイメージを持っている若者の割合」は、計画策定時を下回る状況となっています。

令和元年度からは、ナゴヤ型若者の就労支援として、社会的自立が困難な若者一人ひとりに対して相談から就職、職場定着まで総合的・包括的な一貫した支援に取り組んでいるところであり、ニートやひきこもり、不登校など困難を有する子ども・若者の増加に対し、若者が気軽に相談できる環境を整え、早い段階から支援につなげていきたいと考えております。

「子育て家庭」

「子育て中にストレスを感じた保護者の割合」につきまして、調査では、3歳未満の親が31.5%と最も高い状況となっておりますが、3歳以上、小学生、中学生、高校生、全ての親が計画策定時を下回る状況であり、親として成長することへの支援、地域全体での子育て支援、経済的負担の軽減など、さまざまな子育てサービスをより一層、充実していくことが必要と考えております。

今後も、子育て家庭を支援する施策・事業を幅広く実施することにより、保護者が安心して子育てができ、喜びを感じられるまちを目指してまいります。

「仕事と家庭のバランスに不満がある父親の割合」につきましては、「仕事が中心となっており、もう少し家庭生活の比重が高まるとよい」が42.9%と高くなっております。「仕事と家庭のバランスに不満がある母親の割合」につきましては、「仕事が中心となっており、もう少し家庭生活の比重が高まるとよい」が12.4%、「育児が中心となっており、もう少し仕事の比重が高まるとよい」が13.7%となっております。

仕事と生活の調和の実現に向け、仕事と育児が両立できる職場環境づくりなど企業のワーク・ライフ・バランスへの取り組みを促進するとともに、社会全体の意識の醸成をはかるため、男女がともに子育てを行うことへの理解を深める啓発などにより一層取り組んでいく必要があります。

「社会」

「子育てに関わる活動に参加したことの市民の割合」につきましては、「子ども会活動や町内会の子ども向け活動の世話役」が計画策定時32.5%であったものが25.1%に、「地域の子どもの安全を守る活動」が27.4%から20.7%になるなど、状況が悪くなっています。

地域住民と連携した子どもの安全・安心な居場所づくり、子どもたちが、さまざまな世代や多様な立場の人との交流、地域全体での子育て支援などにより一層取り組むことが必要と考えております。

2 施策の実施状況

計画に掲げた個別事業について、3つの施策（「すべての子ども・若者への支援」・「すべての子育て家庭への支援」・「困難を抱える子ども・若者・家庭への支援」）で整理し、実施状況をまとめました。

（個別事業の実施状況については、次項「3 個別事業の計画期間における実施状況」に掲載しておりますが、その表中には、次の基準による達成状況も記載しています。）

① 評価基準

達成状況	基準
達成	計画に定めた事業内容、実施方針が達成できたもの
概ね達成	計画に定めた事業内容、実施方針を概ね8割以上達成したもの
やや遅れ	計画に定めた事業内容、実施方針を概ね5割以上達成したもの
未達成	計画に定めた事業内容、実施方針の概ね5割を達成できなかったもの（事業の実績が無いものを含む）
見直し	法改正、制度改正、市民のニーズの変化等により、事業内容・事業量等を全面的に見直したもの（事業の廃止を含む）

② 評価結果

2事業が「未達成」となっていますが、全事業の約91%が「達成」としており、「概ね達成」を合わせると約97%という実施状況になっています。

なお、事業の統合や国の制度改正に伴う事業廃止によりまして、4事業を「見直し」としました。

施策	達成	概ね達成	やや遅れ	未達成	見直し	合計
1 すべての子ども・若者への支援	59	3				62
2 すべての子育て家庭への支援	68	2			2	72
3 困難を抱える子ども・若者・家庭への支援	87	9		2	2	100
合計	214	14		2	4	234

「未達成」となっている事業についての状況は、次のとおりです。

○施策3 困難を抱える子ども・若者・家庭への支援

「子ども・若者・教育に関する総合的な相談施設の整備」

不登校、いじめ、発達障害等の教育相談に加え、福祉との連携を視野に入れた総合的な相談施設を整備し、子ども適応相談センターの過大な通所者数の解消と市南部からの通所促進、発達障害の可能性のある児童生徒への支援機能の強化等をはかるとしていましたが、総合的な相談・支援については、関係する組織間の連携体制を検討するための課長級会議を実施しているところです。

なお、子ども適応相談センターでの不登校対応事業につきましては、南区及び中区でサテライトスクールを運営するなどにより拡充をはかっております。

「里親等委託の推進・里親等への支援の充実」

里親説明会や里親の体験談を聞く会の開催や、市民向け広報啓発などにより、里親登録者の増加をはかり、里親等への委託を推進するとともに、里親経験者等の援助者や児童相談所の支援、研修などにより里親への支援を実施するとしていましたが、委託児童数は微増傾向にあるものの、施設入所児童数も増加したため、里親等委託率が伸びていない状況となっています。

なお、里親制度等普及促進事業を実施し、里親制度の周知をはかることにより、登録里親数は平成25年度の141世帯から毎年度増加し、214世帯となっています。

「見直し」とした事業についての状況は、次のとおりです。

○施策2 すべての子育て家庭への支援

「妊娠・出産サポーター」

「子育て総合相談窓口」については、平成30年度から子育て世代包括支援センターの位置づけであることを明示し、地域の身近な相談窓口として妊娠期からの相談・育児支援を実施することとしました。これに伴い、同事業の一員である「妊娠・出産サポーター」を「子育て総合相談窓口」に統合しました。

「私立幼稚園授業料補助」

私立幼稚園に通う保護者の経済的負担の軽減および公・私立幼稚園間における保護者負担の格差是正をはかるため、県内の私立幼稚園に在籍する市民に対し、授業料補助を実施してきましたが、令和元年10月、幼児教育・保育の無償化制度が実施されたことにより、事業を終了しました。

○施策3 困難を抱える子ども・若者・家庭への支援

「若者の社会体験支援事業」、「なごや若者サポートステーションとの連携事業」

令和元年度より、効率的・効果的な運営をはかるため、両事業を統合し、「若者自立支援ジャンプアップ事業」として実施することとしました。

3 今後に向けて

「なごや子ども・子育てわくわくプラン2015」につきましては、平成27年から5年間の計画期間として、「すべての子ども・若者への支援」、「すべての子育て家庭への支援」、「困難を抱える子ども・若者・家庭への支援」の3つの施策を掲げて取り組んでまいりました。

実施状況につきましては、「達成」、「概ね達成」を合わせて約97%となっており、いずれの施策も、施策方針への取り組みにおいて、一定の推進が図られたものと考えております。一方、成果指標では「若者の経済的な独立」、「子育て中のストレス」、「仕事と家庭生活のバランス」、「子育てに関わる活動への参加」等について、計画策定時の指標を下回るものもあり、「困難を抱える子ども・若者への総合的な支援」、「若者の自立や社会参画への支援」、「親として成長することへの支援」、「経済的負担の軽減」、「働き方の見直しに向けた取組みの推進」、「社会全体での子育て支援」などの推進をはかる必要があります。

このような状況に対応していくため、令和2年3月、令和2年度から6年度までの「子どもに関する総合的な計画」として、「なごや子ども・子育てわくわくプラン2024」を策定しました。

この新たな計画には、「すべての子どもが、自分自身が持っている力を信じることで、その力を伸ばしながら育っていけるよう、子どもの権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもの健やかな育ちを社会全体で見守るまちをつくる」ことを掲げ、「子どもの権利の保障」を根幹に据えることを明確にしています。

また、計画には「めざすまちの姿」として、「子どもの権利への理解を深め、子どもの権利を守る文化を育むまち」、「子どもの主体性を重視し、子どもの幸福感を大切にすまち」、「子どもの発達などを見据え、自立した大人への成長を支えるまち」、「子どもを生み育てることに喜びを感じられるまち」の4つを掲げるとともに、計画の対象である「子ども」、「若者」、「子育て家庭」、「社会」の10、20年後における望ましいあり方を「めざす姿」として示しています。

「安心して健やかに育ち、他を思いやる心を持ち、社会性を身につけ、豊かな人間性と創造性を備えるとともに、物事を考え、意見を言うことができる子ども」、「経済的、精神的に自立し、主体的に社会に参画するとともに、他者と共生し社会の担い手となり、人間的に豊かな生活をおくる若者」、「保護者が子育てに喜びを感じ、子育てについての役割を果たすことにより、子どもが安心して生活し、健やかに成長できる家庭」、「社会全体で子ども・若者・子育て家庭を支えることにより、子どもを安心して生み、育てることができるとともに、個人の多様性を認め合い、子ども・若者・子育て家庭にとっての都市としての魅力にあふれる社会」の実現に向け、課題を解決していくための取り組みである各局の個別事業について、計画的に着実に推進してまいります。